

改正案	現行
<p>道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三の二第一項第六号の国家公安委員会規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定に基づき行う貨物自動車運送事業に係る業務、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第七十八条第三号の規定による許可を受けて行う貨物の運送に係る業務又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定に基づき行う第二種貨物利用運送事業に係る業務のうち、貨物の集貨又は配達を行う業務</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p>	<p>道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三の二第一項第六号の国家公安委員会規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定に基づき行う貨物自動車運送事業に係る業務、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十条第一項ただし書の規定による許可を受けて行う貨物の運送に係る業務又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定に基づき行う第二種貨物利用運送事業に係る業務のうち、貨物の集貨又は配達を行う業務</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p>